

# 「インターKX所得税」平成18年度法改正対応版 概要(Ver.H18.1)

「インターKX所得税 Ver.H18.1」での対応内容をご案内します。当内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H17.1\*以降  
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

### 概要のバージョンの表記について

「Ver.H18.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

## 2. 法改正とシステムの変更内容

システムに係る改正の内容と対応内容は次のとおりです。

### 定率減税額の引下げ

定率減税額が所得税額の10%相当額（10%相当額が125,000円を超える場合には、125,000円）に引き下げられました。（改正前は、20%相当額（20%相当額が250,000円を超える場合には、250,000円））

システムでは、次のとおり、定率減税が計算されるように対応します。

「所得税額×10%」と「125,000円」のいずれか少ない方の金額

### 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の計画区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。）の一定の耐震改修（以下「住宅耐震改修」といいます。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額（最高20万円）を控除することとされました。

システムでは、申告書に住宅耐震改修特別控除額の入力欄を設けます。

なお、住宅耐震改修特別控除額の算出をするための計算書（住宅耐震改修特別控除額の計算明細書）には対応いたしません。

### 寄付金控除の改正

適用下限額が5,000円に引き下げられました。（改正前は10,000円）

システムでは、次のとおり、寄付金控除額が計算されるように対応します。

（「寄付金額」と「合計所得金額×30%」のいずれか少ない方の金額）- 5,000円

### 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）

「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度（措置法28の2）」が一部改正され、平成18年4月1日から平成18年12月31日までに取得等した10万円以上30万円未満の少額減価償却資産の上限が300万円とされました。

（平成18年1月1日から平成18年3月31日までに30万円未満の少額減価償却資産取得等に関しては、旧措置法28の2が適用されるため、限度額はありません。）

青色申告決算書では、平成18年1月～3月と平成18年4月～12月の2行に分けて、少額減価償却資産を記載する必要があります。

システムでは、次のとおり対応します。

#### インターKX 所得税での入力

青色申告決算書において、取得時期によりそれぞれ少額減価償却資産明細行を設定できるようにします。

平成18年1月～3月の少額減価資産明細行の償却方法には「少額旧」を選択します。

平成18年4月～12月の少額減価資産明細行の償却方法には「少額新」を選択します。

#### 財務システムからの連動取込

本改正に対応した財務システムプログラム(InterKX 財務会計 Ver.3.3、財務応援 Super/Lite Ver.7.3)からの連動に対応します。

平成18年版との連動は必ず上記バージョンで行ってください。

	処理年度	・InterKX財務会計Ver.3.1/3.2 ・財務応援Super/Lite Ver.7.1/7.2	・InterKX財務会計Ver.3.3 ・財務応援Super/Lite Ver.7.3
インターKX 所得税 Ver.H17.10/11	17年		
	18年		x
インターKX 所得税 Ver.H18.10	18年	x	

## 様式変更への対応

平成18年分(平成19年3月申告)で使用する確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書および計算書・明細書の様式変更に対応します。

## 対象年月日の更新

次のとおり、各種控除の対象年月日を変更します。

- ・老人控除対象配偶者・老人扶養親族  
昭和12年1月1日以前生まれの人が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の対象になります。
- ・特定扶養親族  
昭和59年1月2日～平成3年1月1日までの間に生まれた人が特定扶養親族の対象になります。
- ・住宅借入金等特別控除額の適用期間の変更  
住宅借入金等控除額において、対象となる居住開始年月日が平成11年1月1日～平成18年12月31日になります。

## 3.帳票の追加

Ver.H18.1では、新たに次の帳票の作成に対応します。

- ・申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)
- ・譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】
- ・所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》
- ・収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》
- ・納税一覧表
- ・所得税予定納税の計算書
- ・個人住民税の計算書
- ・個人事業税の計算書

## 4.その他変更内容

次の点につきましても、変更を予定しています。

### メニュー関係

#### 帳票設定画面の変更

従来は、タブを「決算書・内訳書」「明細書・計算書」に分けていましたが、一画面で表示するように変更します。

### 申告書関係

#### 印刷メニューに「モノクロ印刷」と「モノクロ印刷(枠無)」を追加

モノクロ印刷に印刷方法を2種類設けます。

平成17年版からオレンジ色のマス目等を除き、モノクロプリンタで出力したものでも提出可能となったことに伴い、ドロップアウトカラーの枠線等を印刷しないようにモノクロ印刷を変更しました。

平成18年版では、平成17年版のモノクロ印刷の他に、ドロップアウトカラーの枠線等を印刷していた平成16年版までのモノクロ印刷を加え、2種類のモノクロ印刷を行えるようにします。

プレビュー画面から<詳細設定>を押した画面で、次の3種類の印刷方法を選択できるようになります。

モノクロ印刷	金額の枠を印刷する (提出用として使用できない)	16年版のモノクロ印刷と同じ
カラー印刷	カラー出力する	従来から変更無し
モノクロ印刷(枠無)	金額の枠を印刷しない (提出用として使用できる)	17年版のモノクロ印刷と同じ

#### 総合課税譲渡所得 特別控除額の上書きに変更

総合課税譲渡所得の特別控除額を上書きできるようにします。(従来は黄色項目)

収用などにより資産を譲渡した場合、譲渡所得から最高5,000万円までが控除されます。(措法33の4)このような場合は、この項目を上書き処理してください。

### 青色申告書、収支内訳書関係

#### 印刷メニューに「モノクロ印刷」と「モノクロ印刷(枠無)」を追加

モノクロ印刷に印刷方法を2種類設けます。対応内容は申告書と同じです。

#### 財務データアクセス権を参照し連動データを表示させるように変更

所得税にログインしているユーザーが「データ利用者」である場合は、青色決算書から財務連動で財務会計にあるデータを参照表示する際に、そのユーザーが使用できる財務データのみを表示するように変更します。

**減価償却費の計算 繰延資産（一時・均等）に対応**

償却方法に「一時償却」と「均等償却」を追加します。

**減価償却費明細 別紙明細の個人名印刷に対応**

減価償却費明細を別紙明細とする場合に、別紙明細の用紙右上に氏名を印刷します。

**詳細な印字項目の設定を追加**

青色決算書、収支内訳書の印刷時に、氏名・住所・電話番号などの各項目について、印字有無を設定できるようにします。

**明細書、計算書関係****住宅借入金等特別控除額の計算明細書 税務署用紙への印刷に対応**

住宅借入金等特別控除額の計算明細書について、税務署用紙への直接印刷ができるようにします。[印刷] - [税務署用紙への印刷]の画面に「住宅借入金控除」のタブが追加されます。

**税務代理権限証書 帳票作成方法の変更**

平成 18 年版では、帳票設定メニューで税務代理権限証書および添付書面を設定するように変更します。

**その他****個人データ一覧表のファイル出力に対応**

個人一覧表の画面に<ファイル出力>ボタンを追加し、個人一覧表を CSV 形式で保存することができるようになります。

**5.平成17年版で繰越処理した18年度データについて**

平成17年版で繰越処理を行い、提出年度が平成18年度になっているデータについては、先行入力したデータも含めて、Ver.H18.1で「前年データ取り込み」を行うことでそのまま使用できます。ただし、法改正により様式や書き方が変更される帳票等につきましては、先行入力したデータが正しく移行されない場合がありますので、移行された内容を必ずご確認ください。

**6.電子申告対応について**

電子申告システムの平成 18 年分の所得税の確定申告対応につきましては、平成 18 年 2 月中頃を予定しています。詳細が明らかになりましたら、別途ご案内いたします。

**7.カラー印刷に関する注意**

OCR の正確なカラー出力を行うために、対応カラーレーザープリンタをエプソン製の指定機種に限定させていただきます。ただし、カラー出力した申告書の提出に際しては、事前に所轄税務署の確認が必要になります。窓口によって対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。対応プリンタの最新情報は、エプソンのホームページでご確認ください。

<http://www.epson.jp/products/oen/accounts/ocr/>